

中井町手動式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から生じるごみの減量化を図り環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、環境に負荷をかけない手動式生ごみ処理機の購入者に対して補助金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する、ごみ減量に意欲的な個人であり、手動式生ごみ処理機を購入し、町内に設置した際、購入設置に係わる費用の一部を補助するものとする。

2 前項の規定により、交付する補助金に係る手動式生ごみ処理機の数、1世帯1機までとする。ただし、当該処理機購入後5年を経過しての買換え、又は処理機等の紛失若しくは破損（故意を除く）した場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 手動式生ごみ処理機購入費補助金の交付は1世帯につき1台とし、補助金の額は購入費の2分の1の額（100円未満は切捨て）とし、最高限度額を10,000円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、手動式生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（第1号様式）に添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請者に手動生ごみ式処理機購入補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた者は、手動式生ごみ処理機設置完了後、速やかに手動式生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（第 3 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 7 条 町長は、前条の規定により提出された手動式生ごみ処理機購入費補助金請求書を受理し、その内容が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（調査、報告）

第 8 条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認めたときは、当該補助金を受けた者に対し、必要な指示を行い若しくは報告を求め、又は職員に実地調査をさせることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第 9 条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

- (1) この補助金交付要綱に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な行為があったとき

（補助金の返還）

第 10 条 町長は、補助金の取消しをした場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めることができる。

附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月

日

中井町長 殿

手動式生ごみ処理機購入費補助金交付申請書

申請者 住 所 中井町

氏 名

電話番号 ()

中井町手動式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき補助金を交付されたく、次のとおり申請します。

記

申請額 円

設置場所	中井町
購入額	円

第3号様式（第6条関係）

手動式生ごみ処理機購入費補助金請求書

年 月 日

中井町長 殿

請求金額 円

上記のとおり手動式生ごみ処理機購入補助金を申請いたします。

申請者 住 所 中井町

氏 名 印

金融機関口座への振込を希望

振 込 先	銀行農協 支店信用金庫	フリガ ナ	
		口座名義 人	
		種 別	
		普通・当 座その他 ()	

役場会計課窓口での受け取りを希望